

# 公立大学法人下関市立大学事務決裁規程

平成19年4月1日

規程第17号

改正 平成20年3月14日規程第17号

平成23年3月14日規程第14号

平成25年3月21日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）における事務の決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長がその権限に属する事務に関し意思の決定(以下「決定」という。)を行うことをいう。
- (2) 専決 理事長がその責任においてその権限に属する特定事項の処理に関し所管の職員に決定させることをいう。
- (3) 代決 理事長がその責任において、理事長又は前号の専決者(以下「専決者」という。)が不在の場合において、その権限に属する事務の処理について所管の職員に決定させることをいう。
- (4) 不在 理事長、専決者又は前号の代決者(以下「代決者」という。)が出張、休暇等の理由により決定できない状態をいう。
- (5) 部局長 下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成19年規程第3号。以下「運営規程」という。）第2条第2号に定める部局長をいう。
- (6) 事務局長 運営規程第8条に定める事務局長をいう。
- (7) 職員 学長（運営規程第3条に定める学長をいう。以下同じ。）、学部長（運営規程第4条に定める学部長をいう。以下同じ。）、事務局長及び公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成19年規則第3号）第2条第2項第3号に定める職員をいう。
- (8) グループ 下関市立大学事務分掌規程（平成19年規程第8号。以下「分掌規程」という。）に定める経営企画グループ、総務グループ及び学務グループをいう。
- (9) グループ長 前号に規定するグループの長をいう。
- (10) グループ長補佐 分掌規程第12条第6項に定めるグループ長補佐をいう。
- (11) 職位 分掌規程上の地位をいう。

(決裁区分)

第3条 事務の決裁区分を次のとおり定め、回議書に、その決裁区分に従って該当す

る標示を表示するものとする。

- (1) 理事長の専決するもの 理事長
  - (2) 学長の専決するもの 学長
  - (3) 部局長の専決するもの 部局長
  - (4) グループ長の専決するもの グループ長
- (決裁手続)

第4条 事務の決裁は、原則として、回議書により直近上位の職位にある職員から順次直属上司を経て受けなければならない。

(専決事項)

第5条 学長、部局長及びグループ長の専決事項は、別表に定めるところによる。

- 2 特に重要な事務にあたる職員の専決事項は、必要により別に定める。

(専決の特例)

第6条 前条の規定による専決事項であっても、重要若しくは異例に属するもの又は規定の解釈上疑義があるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(専決者の報告義務等)

第7条 専決者は、所管に係る専決事項のうち上司が指揮監督上の責任を果たすため了知しておく必要があると思われる事項について、専決の結果を報告するものとする。

- 2 上位の職位にある職員は、直属の下位の職位にある職員の専決の状況について、必要に応じ報告を求めることができる。

(代決の順序)

第8条 理事長が不在のときは、副理事長がその事務を代決する。

- 2 理事長及び副理事長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

第9条 学長が不在のときは、学部長がその事務を代決する。

- 2 学長及び学部長がともに不在のときは、副学部長がその事務を代決する。

第10条 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

- 2 事務局長、事務局次長ともに不在のときは、グループ長が事務局長の事務を代決する。

第11条 グループ長が不在のときは、グループ長補佐がその事務を代決する。

- 2 グループ長、グループ長補佐ともに不在のときは、事務局次長がグループ長の事務を代決する。

- 3 グループ長、グループ長補佐、事務局次長がすべて不在のときは、事務局長がグループ長の事務を代決する。

第12条 前3条の規定による専決者及び代決者がすべて不在のときは、理事長がその事務を決裁する。

(代決の制限)

第13条 第8条から第11条までの規定は、事務の内容が重要若しくは異例に属するもの又は規定の解釈上疑義があるものについては、適用しない。

(代決後の処置)

第14条 代決者が代決する場合、後閲を要すると認めるものは「要後閲」と明記し、施行後起案者の責任において速やかに後閲を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規程第17号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日規程第14号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

学長、部局長及びグループ長専決事項

(1) 一般共通事項

学長専決事項	部局長専決事項			グループ長専決事項
	事務局長専決事項	学部長専決事項	研究科長、図書館長、地域共創センター長及び副学部長専決事項	
部局長（事務局長を除く。）の国内の出張命令に関する事。	グループ長等（事務局長次長を含む。以下同じ。）の国内の出張命令に関する事。	教員（部局長を除く。以下同じ。）の国内の出張命令に関する事。		所属職員（グループ長が指揮監督する職員をいう。以下同じ。）の国内の出張命令に関する事。
部局長及び教員の服務に関する事。	グループ長等の服務に関する事。			所属職員の服務に関する事。
部局長及び教員の研修（公立大学法人下関市立大学教員研修規程第5条に規定する研修を除く。）に関する事。	グループ長等の研修に関する事。			所属職員の研修に関する事。
				所属職員の時間外勤務に関する事。
	役付職員を除く職員の任免、給与、賞罰その他重要な人事に関する事。			
				所属職員の配置及び事務分担に関する事。
	所掌事務に係る照会、回答、通知、申請、届等に関する事。	所掌事務に係る照会、回答、通知、申請、届等に関する事。	所掌事務に係る軽易な事項についての照会、回答、通知、申請、届等に関する事。	所掌事務に係る軽易な事項についての照会、回答、通知、申請、届等に関する事。
	所掌事務に係る陳情の処理に関する事。	所掌事務に係る陳情の処理に関する事。	所掌事務に係る軽易な陳情の処理に関する事。	所掌事務に係る軽易な陳情の処理に関する事。
	表彰及び褒章に関する事。			定期又は軽易な表彰及び褒章に関する事。

	刊行物、印刷物の編集及び発行に関すること。			定期又は軽易な刊行物、印刷物の編集及び発行に関すること。
	講習会、研究会、協議会及びこれらに類するもの又は催物等の開催、共催及び後援に関すること。			軽易な講習会、研究会、協議会及びこれらに類するもの又は催物等の開催、共催及び後援に関すること。
	所掌事務に係る会議の招集及び付議案件に関すること。	所掌事務に係る会議の招集及び付議案件に関すること。	所掌事務に係る会議の招集及び付議案件に関すること。	
	重要な所属施設の管理に関すること。			所属施設の管理に関すること。
重要でない学内規程の制定及び改廃に関すること。				
	公文書の公開に係る請求又は申出等に対する諾否等の決定に関すること。			
	個人情報の開示等に係る請求に対する諾否等の決定に関すること。			
	施設の使用許可に関すること。			定例による施設の使用許可に関すること。
				定例のある証明に関すること。
				諸台帳の調製、整備及び保管に関すること。
その他前記に準ずる事項に関すること。	その他前記に準ずる重要でない事項に関すること。	その他前記に準ずる重要でない事項に関すること。	その他前記に準ずる重要でない事項に関すること。	その他前記に準ずる軽易な事項に関すること。

(2) 財務関係事項

学長専決事項	事務局長専決事項	グループ長専決事項
学術研究費の執行に関する こと。		
	支出予定額200万円以上500万円未 満の支出に関すること（工事の施行決定 及び交際費等の支払に関するものを除く。）	支出予定額200万円未満の支出に関 すること（工事の施行決定及び交際 費等の支払に関するものを除く。）。
		理事長が別に定める物品の購入又は 修繕に係る入札及び契約締結等に関 すること。
	設計額500万円以上1,000万円未満の 工事の施行決定に関すること。	設計額500万円未満の工事の施行決 定に関すること。
	支出予定額5万円以上の交際費等の支 払に関すること。	支出予定額5万円未満の交際費等の 支払に関すること。
	1,000万円以上の支出決議に関するこ と。	1,000万円未満の支出決議に関する こと。
	予定賃貸料年額又は総額50万円以上 200万円未満の物件の貸付に関するこ と。	予定賃貸料年額又は総額50万円未満 の物件の貸付に関すること。
	収入額5,000万円以上の収入の決定に 関すること。	収入額5,000万円未満の収入の決定 に関すること。
		定まった標準のある授業料等及び手 数料の減免に関すること。
その他上記に準ずる財 務に関すること。	その他上記に準ずる財務に関するこ と。	その他上記に準ずる財務に関するこ と。

備考 「交際費等の支払」には、食糧、寄付、報償金に係る支払を含むものとする。